

16 平成29年度地方税制改正の概要（県税関係）

地 方 税 法 (平成29年法律第2号)		県 税 条 例 (平成29年秋田県条例第5号) (平成29年秋田県条例第35号)
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
<b>個人の県民税</b>		
1 上場株式等に係る配当所得等について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市町村長が課税方式を決定できることを明確化すること。(法32⑬⑭、法附則33の2②)	29. 4. 1	地方税法と同様の改正(条33④⑥)
2 居住用財産の買換えの特例について、特定非常災害のため、その買換資産を取得期限内に取得することが困難となった場合には、一定の要件の下、その取得期限を2年の範囲内で延長するものとする。(法附則4⑭)	29. 4. 1	地方税法と同様の改正(条附則3④)
3 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長すること。(法附則6①)	29. 4. 1	地方税法と同様の改正(条附則5①)
4 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止期限を平成32年3月31日まで延長すること。(法附則33の3④)	29. 4. 1	
5 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、特定非常災害のため、予定期間内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となった場合には、一定の要件の下、その予定期間を2年の範囲内で延長するものとした上、その適用期限を3年延長すること。(法附則34の2①②⑨)	29. 4. 1	地方税法と同様の改正(条附則10①②④⑤)
6 平成31年度以後の各年度分の個人の県民税における配偶者控除及び配偶者特別控除について、以下の措置を講ずること。(法23①、法34①) (1) 控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者について適用する配偶者控除の額を、所得割の納税義務者の前年の合計所得金額に応じて33万円、22万円又は11万円(老人控除対象配偶者は38万円、26万円又は13万円)とする。 (2) 前年の合計所得金額が1,000万円を超える所得割の納税義務者については、配偶者控除の適用はできないこととする。 (3) 配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額を38万円超123万円以下(現行38万円超76万円未満)とし、その控除額を前年の合計所得金額及び配偶者の前年の合計所得金額に応じて、1万円～33万円とすること。 (4) 前年の合計所得金額が1,000万円を超える所得割の納税義務者については、現行どおり、配偶者特別控除の適用はできないこととする。	31. 1. 1	
7 6に伴い、調整控除について、所要の措置を講ずること。(法37)	31. 1. 1	
8 平成31年度以後の各年度分の個人の県民税における累積投資勘定が設けられている非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置について、当該非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算する等所要の措置を講ずること。(法附則35の3の2①②)	31. 1. 1	地方税法と同様の改正(条附則12の3の2)

地 方 税 法		県 税 条 例
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
<b>法人の県民税</b>		
1 法人の県民税に係る控除対象還付法人税額の繰越控除について、災害損失欠損金の繰戻しによる還付に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずること。(法53)	29. 4. 1	
2 租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の県民税の徴収猶予について、租税条約の相互協議に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずること。(法55の2①、法55の3①～③、法55の4①)	29. 4. 1	
3 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を講ずること。(法附則8)	29. 4. 1	
4 法人の県民税の特定寄附金税額控除について、以下の措置を講ずること。(法附則8の2の2②⑤) (1) 修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書が控除を受ける金額を増加させるものであるときに限り、控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び金額の計算に関する明細を記載した書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類の添付を必要とすること。 (2) 控除する金額について、確定申告書等に添付された書類に記載された特定寄附金の額を限度とすること。	29. 4. 1	
<b>事業税</b>		
1 法人の事業税の確定申告納付に係る期限について、法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより各事業年度終了の日から3月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には、当該定めの内容を勘案して3月を超え6月を超えない範囲内において道府県知事が指定する月数の期間内に申告納付することができるものとする。(法72の25③)	29. 4. 1	地方税法と同様の改正(条53①)
2 地方税法の規定に基づく条例の定めるところにより申告及び納付に関する期限が延長されたことにより、法人の事業税の中間申告納付に係る期限と確定申告納付に係る期限とが同一の日となる場合には、当該中間申告納付をすることを要しないものとする。(法72の27)	29. 4. 1	
3 租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予について、租税条約の相互協議に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずること。(法72の39の2①、法72の39の3①～③、法72の39の4①)	29. 4. 1	
4 電気供給業に係る法人の事業税の分割基準を、事業の区分に応じて定め、課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割する基準とすること。(法72の48③)	29. 3. 31	
5 租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴収猶予について、租税条約の相互協議に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずること。(法72の57の2①、法72の57の3①～③)	30. 1. 1	
6 銀行等保有株式取得機構に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成32年3月31日まで延長すること。(法附則9③)	29. 4. 1	
7 電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他の電気供給業を行う法人から電気事業法に規定する託送供給を受けて電気の供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、当該	29. 4. 1	

地 方 税 法		県 税 条 例
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
<p>供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を平成32年3月31日まで延長すること。(法附則9⑧)</p> <p>8 雇用者給与等支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準の特例措置について、以下の措置を講ずること。(法附則9⑬⑭⑯)</p> <p>(1) 平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えることとの要件を平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の当該比較平均給与等支給額に対する割合が100分の2以上であることとの要件に変更すること。</p> <p>(2) 修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書が控除を受ける金額を増加させるものであるときに限り、控除の対象となる雇用者給与等支給増加額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付を必要とすること。</p> <p>(3) 控除する金額について、申告書又は更正請求書に添付された書類に記載された雇用者給与等支給増加額を限度とすること。</p>	29. 4. 1	
<p>9 株式会社民間資金等活用事業推進機構について、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの間に開始する事業年度に限り、資本金等の額を銀行法に規定する最低資本金の額(20億円)とする資本割の課税標準の特例措置を講ずること。(法附則9⑳)</p>	29. 4. 1	
<p>10 平成29年4月1日から平成34年3月31日までの間に開始する事業年度に限り、電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、廃炉等実施認定事業者の収入金額のうち、小売電気事業者又は一般送配電事業者から交付を受ける廃炉等積立金として積み立てる金銭に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置を講ずること。(法附則9㉑)</p>	29.10. 1	
<p>11 法人の事業税の特定寄附金税額控除について、以下の措置を講ずること。(法附則9の2の2㉒)</p> <p>(1) 修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書が控除を受ける金額を増加させるものであるときに限り、控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類の添付を必要とすること。</p> <p>(2) 控除する金額について、確定申告書等に添付された書類に記載された特定寄附金の額を限度とすること。</p>	29. 4. 1	
<p>12 4に伴い、法人の事業税の分割基準に係る特例措置を廃止すること。(法附則第9条の3)</p>	29. 3.31	地方税法と同様の改正(条附則14の3)
<b>不動産取得税</b>		
<p>1 国立研究開発法人森林研究・整備機構が一定の業務の用に供する不動産について、非課税とする特例措置を講ずること。(法73の4㉓)</p>	29. 4. 1	
<p>2 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する家庭的保育事業、居所訪問型保育事業及び事業所内保育事業の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)について、当該家屋の価格から控除する額を当該家屋の価格の2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において道府県の条例で定める割合に相当する額とすること。(法73の14㉔～㉕)</p>	29. 4. 1	当県において、法73の14㉔～㉕において道府県の条例で定めるとされる割合はそれぞれ3分の2とした。(条66の3)

地 方 税 法		県 税 条 例
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
<p>3 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長すること。</p> <p>(1) 預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあっせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(法附則10①)</p> <p>(2) 保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻保険会社等の資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(法附則10③)</p> <p>(3) 農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(法附則11①)</p> <p>(4) 一定の特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(法附則11③)</p> <p>(5) 信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(法附則11④)</p> <p>(6) 一定の投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(法附則11⑤)</p> <p>(7) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(法附則11⑦)</p> <p>(8) 公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(法附則11⑩)</p> <p>(9) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(法附則11⑫)</p> <p>(10) 不動産特定共同事業法に規定する特例事業者が一定の不動産特定共同事業契約により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(法附則11⑬)</p> <p>(11) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金等の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(法附則11の4①)</p> <p>(12) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(法附則11の4③)</p> <p>(13) 宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅の取得後2年以内に、一定の改修工事を行った後、当該住宅を個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合における当該宅地建物取引業者による取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(法附則11の4④)</p>	29. 4. 1	<p>地方税法と同様の改正 (条附則16①)</p> <p>地方税法と同様の改正 (条附則16③)</p> <p>地方税法と同様の改正 (条附則16④)</p>

地 方 税 法		県 税 条 例
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
<p>(14) 東日本大震災により被災した鉄道事業法に規定する第一種鉄道事業者が、東日本大震災により鉄道事業の用に供することができなくなった鉄道施設であつて同法に規定する鉄道事業の休止等の届出に係るものに代わるものと道府県知事が認める鉄道施設の敷地の用に供する土地の取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長すること。(法附則51の2②)</p> <p>(15) 土地改良法の規定に基づき土地を取得することが適当と認める者が、東日本大震災の津波被災区域を含む換地計画に基づき取得する一定の換地に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(法附則51の2③)</p> <p>4 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、漁業近代化資金融通法の規定に基づく資金の貸付けを受けて当該施設を取得する場合を除外した上、その適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(法附則11⑩)</p> <p>5 居住用超高層建築物の専有部分の取得に係る不動産取得税について、人の居住の用に供する専有部分にあつては、当該専有部分の価格を算出する際に用いる専有床面積を、全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して補正する措置を講ずること。(法73の2⑤)</p>	<p>29. 4. 1</p> <p>30. 4. 1</p>	<p>地方税法と同様の改正 (条63⑤)</p>
<p><b>自動車取得税</b></p> <p>1 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が取得する道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る非課税措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(法附則12の2①)</p> <p>2 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車                      で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る非課税措置について、次のとおり対象を見直した上、その適用期限を平成30年3月31日まで延長すること。(法附則12の2②)</p> <p>(1) 電気自動車</p> <p>(2) 天然ガス自動車のうち、平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合するもの、又は、平成21年10月1日(車両総重量が3.5tを超え12t以下のものは、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもの</p> <p>(3) プラグインハイブリッド自動車</p> <p>(4) 次に掲げるガソリン自動車</p> <p>ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの</p> <p>① 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(以下「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと、又は、平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(以下「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</p>	<p>29. 4. 1</p> <p>29. 4. 1</p>	<p>地方税法と同様の改正 (条附則18の3)</p>

地 方 税 法		県 税 条 例
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
<p>② エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の130を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>イ 車両総重量が2.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの</p> <p>① 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと、又は、平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</p> <p>② エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の125を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>ウ 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの</p> <p>① 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと、又は、平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</p> <p>② エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(5) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車</p> <p>ア 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと、又は、平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</p> <p>イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(6) 次に掲げる軽油自動車</p> <p>ア 乗用車のうち、平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成30年輕油軽中量車基準」という。）に適合するもの、又は、平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合するもの</p> <p>イ 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの</p>		

地 方 税 法	県 税 条 例	
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
<p>① 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること、又は、平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。</p> <p>② エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>ウ 車両総重量が3.5tを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの</p> <p>① 平成28年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成28年輕油重量車基準」という。）に適合すること、又は、平成21年10月1日（車両総重量が12t以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成21年輕油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。</p> <p>② エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>3 ガソリン自動車（バス又はトラックを除く。）及び石油ガス乗用車で初めて新規登録等を受けるもの（2(4)ア①又は2(5)アに該当するものに限る。）の取得に係る税率を当該自動車のエネルギー消費効率に応じて100分の40、100分の60又は100分の80を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に乗じて得た率とする特例措置について、軽減対象を見直した上、その適用期限を平成30年3月31日まで延長すること。（法附則12の2の2④一イ、④二、⑥一イ、⑥二、⑧一イ、⑧二）</p> <p>4 ガソリン自動車（車両総重量が2.5t以下のバス又はトラックに限る。）で初めて新規登録等を受けるもの（2(4)イ①に該当するものに限る。）の取得に係る税率を当該自動車のエネルギー消費効率に応じて100分の20、100分の40、100分の60又は100分の80を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に乗じて得た率とする特例措置について、軽減対象を見直した上、その適用期限を平成30年3月31日まで延長すること。（法附則12の2の2②、④一ロ、⑥一ロ、⑧一ロ）</p> <p>5 ガソリン自動車（車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックに限る。）で初めて新規登録等を受けるもの（2(4)ウ①に該当するものに限る。）の取得に係る税率を当該自動車のエネルギー消費効率に応じて100分の25、100分の50又は100分の75を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に乗じて得た率とする特例措置について、軽減対象を見直した上、その適用期限を平成30年3月31日まで延長すること。（法附則12の2の2③一イ、⑤一イ、⑦一イ、）</p> <p>6 ガソリン自動車（車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックに限る。）で初めて新規登録等を受けるもの（平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないもの、又は平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものに限る。）の取得に係る税率を当該自動車のエネルギー消費効率に応じて100分の25、100分の50又は100分の75を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に乗じて得た率とする特例措</p>	<p>29. 4. 1</p> <p>29. 4. 1</p> <p>29. 4. 1</p> <p>29. 4. 1</p>	<p>地方税法と同様の改正（条附則18の4④⑥⑧）</p> <p>地方税法と同様の改正（条附則18の4②④⑥⑧）</p> <p>地方税法と同様の改正（条附則18の4③⑤⑦）</p> <p>地方税法と同様の改正（条附則18の4③⑤⑦）</p>

地 方 税 法		県 税 条 例
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
置について、軽減対象を見直した上、その適用期限を平成30年3月31日まで延長すること。(法附則12の2の2③一口、⑤一口、⑦一口)		
7 軽油自動車(車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックに限る。)で初めて新規登録等を受けるもの(2(6)イ①に該当するものに限る。)の取得に係る税率を当該自動車のエネルギー消費効率に応じて100分の25、100分の50又は100分の75を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に乗じて得た率とする特例措置について、軽減対象を見直した上、その適用期限を平成30年3月31日まで延長すること。(法附則12の2の2③二イ、⑤二イ、⑦二イ)	29. 4. 1	地方税法と同様の改正(条附則18の4③⑤⑦)
8 軽油自動車(車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックに限る。)で初めて新規登録等を受けるもの(平成21年軽油重量車基準に適合するもの(7に該当するものを除く。)に限る。)の取得に係る税率を当該自動車のエネルギー消費効率に応じて100分の25、100分の50又は100分の75を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に乗じて得た率とする特例措置について、その適用期限を平成30年3月31日まで延長すること。(法附則12の2の2③二ロ、⑤二ロ、⑦二ロ)	29. 4. 1	地方税法と同様の改正(条附則18の4③⑤⑦)
9 軽油自動車(車両総重量が3.5tを超えるバス又はトラックに限る。)で初めて新規登録等を受けるもの(2(6)ウ①に該当するものに限る。)の取得に係る税率を当該自動車のエネルギー消費効率に応じて100分の25、100分の50又は100分の75を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に乗じて得た率とする特例措置について、軽減対象を見直した上、その適用期限を平成30年3月31日まで延長すること。(法附則12の2の2③二ハ、⑤二ハ、⑦二ハ)	29. 4. 1	地方税法と同様の改正(条附則18の4③⑤⑦)
10 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車(軽油自動車については車体総重量が3.5tを超えるバス又はトラックのうちハイブリッド軽油自動車であるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるもの以外のものの取得に係る課税標準について、取得価格から5万円、15万円、25万円、35万円又は45万円を控除する特例措置について、軽減対象を見直した上、その適用期限を平成30年3月31日まで延長すること。(法附則12の2の4①～⑤)	29. 4. 1	地方税法と同様の改正(条附則18の6①～⑤)
11 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車(以下「路線バス等」という。)のうち、一定のノンステップバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(法附則12の2の4⑥)	29. 4. 1	地方税法と同様の改正(条附則18の6⑥)
12 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(法附則12の2の4⑦)	29. 4. 1	地方税法と同様の改正(条附則18の6⑦)
13 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(法附則12の2の4⑧)	29. 4. 1	地方税法と同様の改正(条附則18の6⑧)
14 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成31年3月31日(③に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日)までに行われたときに限り、取得価額から525万円を控除する特例措置を講ずること。(法附則12の2の4⑨)	29. 4. 1	地方税法と同様の改正(条附則18の6⑨)

地 方 税 法		県 税 条 例
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
<p>(1) 車両総重量が5tを超え12t以下の乗用車又はバス(以下「バス等」という。)であって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。)及び平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合するもの</p> <p>(2) 車両総重量が3.5tを超え8t以下のトラック(けん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下同じ。)であって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの</p> <p>(3) 車両総重量が8tを超え20t以下のトラックであって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの</p> <p>15 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、(1)に掲げるトラックにあつては平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、(2)に掲げるトラックにあつては平成29年4月1日から平成30年10月31日までに行われたときに限り、取得価額から350万円を控除する特例措置を講ずること。(法附則12の2の4⑩)</p> <p>(1) 車両総重量が8tを超え20t以下のトラックであつて、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの</p> <p>(2) 車両総重量が20tを超え22t以下のトラックであつて、平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの</p> <p>16 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成31年3月31日((4)に掲げるトラックにあつては、平成30年10月31日)までに行われたときに限り、取得価額から350万円を控除する特例措置を講ずること。(法附則12の2の4⑪)</p> <p>(1) 車両総重量が5t以下のバス等であつて、平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの</p> <p>(2) 車両総重量が5tを超え12t以下のバス等であつて、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの</p>	<p>29. 4. 1</p> <p>29. 4. 1</p>	<p>地方税法と同様の改正(条附則18の6⑩)</p> <p>地方税法と同様の改正(条附則18の6⑪)</p>

地 方 税 法		県 税 条 例
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
<p>(3) 車両総重量が3.5tを超え8t以下のトラックであって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの</p> <p>(4) 車両総重量が8tを超え20t以下のトラックであって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの</p>		
<p>17 車両総重量が12tを超えるバス等であって、平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、取得価額から175万円を控除する特例措置を講ずること。(法附則12の2の4⑫)</p>	29. 4. 1	地方税法と同様の改正(条附則18の6⑫)
<p>18 非課税対象車等に係る自動車取得税について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段より国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について、法第129条第1項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、同条第2項の規定その他の自動車取得税に関する規定(法第132条及び第133条の規定を除く。)を適用すること等の措置を講ずること。(法附則12の2の5)</p>	29. 4. 1	地方税法と同様の改正(条附則18の6の2)
<p>19 被災自動車又は対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車を取得した場合の当該取得された自動車に係る非課税措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(法附則52①～③)</p>	29. 4. 1	地方税法と同様の改正(条附則29の2)
<p>20 18に伴い、施行日前の自動車の取得に対して課すべき非課税対象車等に係る自動車取得税について、不足額が生じた原因が、当該不足額に係る自動車の取得者以外の者(以下「第三者」という。)にあるときは、当該第三者に対して当該不足額に係る自動車取得税の納付を申し出る機会を与えることができることとする等の経過措置を講ずること。(改正法附則11)</p>	29. 4. 1	地方税法と同様の改正(改正条例附則⑦)
<p>21 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい乗用車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る非課税措置について、ガソリン自動車及び石油ガス自動車に係るエネルギー消費効率の要件をエネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の140を乗じて得た数値以上であることと見直した上、その適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(法附則12の2②)</p>	30. 4. 1	
<p>22 ガソリン自動車(バス又はトラックを除く。)又は石油ガス乗用車で初めて新規登録等を受けるもの(2(4)ア①又は2(5)アに該当するものに限る。)の取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率を当該自動車の燃費性能に応じて100分の20、100分の40、100分の60、100分の80を乗じて得た率とする特例措置について、エネルギー消費効率の要件を見直した上、その適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(法附則12の2の2②④⑥⑧)</p>	30. 4. 1	地方税法と同様の改正(条附則18の4②～⑧)
<p>23 4～9に掲げる特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(法附則12の2の2②～⑧)</p>	30. 4. 1	地方税法と同様の改正(条附則18の4②～⑧)

地 方 税 法		県 税 条 例
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
<p>24 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（軽油自動車については車体総重量が3.5tを超えるバス又はトラックのうちハイブリッド軽油自動車であるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるもの以外のものの取得に係る課税標準について、取得価格から5万円、15万円、25万円、35万円又は45万円を控除する特例措置について、エネルギー消費効率の要件を見直した上、その適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。（法附則12の2の4①～⑤）</p>	30. 4. 1	地方税法と同様の改正（条附則18の6①～⑤）
<p><b>軽油引取税</b> 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、平成30年3月31日までに重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律又は国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律の規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、軽油引取税を課さないものとする。（法附則12の2の7⑤）</p>	29. 4. 1	
<p><b>自動車税</b> 1 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、次のとおり見直しを行うこと。（法附則12の3） (1) 環境負荷の小さい自動車 平成29年度及び平成30年度に新車新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずること。 ア 電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもの又は平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの及び軽油自動車である乗用車のうち平成30年軽油軽中量車基準に適合するもの又は平成21年軽油軽中量車基準に適合するものについて、税率の概ね100分の75を軽減すること。 イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの（アの適用を受ける自動車を除く。）について、税率の概ね100分の50を軽減すること。 (2) 環境負荷の大きい自動車 次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びに一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。）について、それぞれ次に定める年度以後（平成30年度以後に限る。）に税率の概ね100分の15（バス（一般乗合用のものを除く。）及びトラックについては概ね100分の10）を重課する特例措置を講ずる</p>	29. 4. 1	地方税法と同様の改正（条附則19）

地 方 税 法		県 税 条 例
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
<p>こと。</p> <p>ア ガソリン自動車又はLPG自動車で平成18年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度</p> <p>イ 軽油自動車その他のアに掲げる自動車以外の自動車で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度</p> <p>2 減税対象車に係る自動車税について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税に関する規定（法第152条から第154条までの規定を除く。）を適用すること等の措置を講ずること。（法附則12の4）</p> <p>3 2に伴い、平成28年度分までの自動車税について、不足額が生じた原因が、当該不足額に係る自動車の所有者以外の者（以下「第三者」という。）にあるときは、当該第三者に対して当該不足額に係る自動車税の納付を申し出る機会を与えることができることとする等の経過措置を講ずる。（改正法附則14）</p>	29. 4. 1	地方税法と同様の改正（条附則19の2）
<p>2 2に伴い、平成28年度分までの自動車税について、不足額が生じた原因が、当該不足額に係る自動車の所有者以外の者（以下「第三者」という。）にあるときは、当該第三者に対して当該不足額に係る自動車税の納付を申し出る機会を与えることができることとする等の経過措置を講ずる。（改正法附則14）</p>	29. 4. 1	地方税法と同様の改正（改正条例附則⑨）
<p>その他</p> <p>1 合名会社等の社員の第二次納税義務の対象となる社員の範囲に、税理士法人、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、監査法人、特許業務法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人又は土地家屋調査士法人の社員を加えることとすること。（法11の2）</p>	30. 1. 1	
<p>2 国税犯則調査手続の見直しに伴い、地方税犯則調査手続について、次のとおり見直しを行うとともに、地方税法総則に規定することとすること。</p> <p>(1) 電磁的記録に係る証拠収集手続について、次の措置を講ずることとすること。</p> <p>ア 電磁的記録を保管する者等に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることができること。（法22の4①）</p> <p>イ 差し押さえるべき物件が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、当該電子計算機で作成等をした電磁的記録等を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機等に複写した上、当該電子計算機等を差し押さえることができること。（法22の4②）</p> <p>ウ 差し押え等をするため必要があるときは、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者等に対し、通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、30日（特に必要があつて延長する場合には、通じて60日）を超えない期間を定めて、消去しないよう求めることができること。（法22の6）</p> <p>エ 差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、その差し押えに代えて、当該記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写、印刷又は移転の上、当該他の記録媒体を差し押さえることができること。（法22の8）</p>	30. 4. 1	

地 方 税 法		県 税 条 例
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
<p>オ 臨検すべき物件等が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、臨検等を受ける者に対し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求めることができること。(法22の10)</p> <p>(2) 犯則嫌疑者等が置き去った物件を検査し、又は領置することができることとする。 (法22の3)</p> <p>(3) 許可状の交付を受けて、通信事務を取り扱う者が保管等をする郵便物等について差し押さえることができるとし、その処分をした場合には、その旨を発信人等に通知することとする。 (法22の5)</p> <p>(4) 領置物件等の返還を受けるべき者の住所が不明等の事由によりこれを還付することができない場合には、その旨を公告し、当該公告の日から6月を経過しても還付の請求がないときは、これらの物件は、当該物件等を領置等した当該徴税吏員の所属する地方団体に帰属することとする。 (法22の17)</p> <p>(5) 許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がある場合には、日没後においても臨検等を開始することができることとする。 (法22の20)</p> <p>(6) その他地方税犯則調査手続について、次の措置を講ずることとする。</p> <p>ア 犯則事件を調査するため必要があるときは、犯則嫌疑者等に対して出頭を求めることができることを法令上明確化すること。 (法22の3①)</p> <p>イ 許可状を請求する場合には、犯則事件が存在すると認められる資料を提供しなければならないこと。 (法22の4④)</p> <p>ウ 許可状について、臨検すべき物件、搜索すべき場所、有効期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨及び交付の年月日とその記載事項として法令上明確化するとともに、犯則事実にて代えて、罪名を記載すること。 (法22の4⑤)</p> <p>エ 臨検等の許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならないこと。 (法22の11)</p> <p>オ 質問等をする場合に携帯する身分を示す証明書について、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならないこと。 (法22の12)</p> <p>カ 住居の所有者等の立会いを必要とする処分の範囲に臨検及び差押えを、住居の所有者等を立ち合わせることができないときの代替的な立会人の範囲に都道府県職員を、それぞれ加えること。 (法22の14)</p> <p>キ 領置等をしたときは、その目録を作成し、所有者等にその謄本を交付するとともに、搜索をした場合において、証拠物等がないときは、搜索を受けた者の請求により、その旨の証明書を交付しなければならないこと。 (法22の15、法22の23)</p> <p>ク 犯則事件を調査するため必要があるときは、鑑定、通訳又は翻訳を嘱託することができることを法令上明確化し、鑑定人は、裁判所の許可を受けて、鑑定に係る物件を破壊することができることとする。 (法22の19)</p> <p>ケ 臨検等の許可状の執行を中止する場合において、必要があるときは、執行が終わるまでその場所を閉鎖し、又は看守者を置くことができることを法令上明確化すること。 (法22の22)</p>		

地 方 税 法		県 税 条 例
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
<p>コ 質問に係る調書については、質問を受けた者に閲覧させ、又は読み聞かせて、質問を受けた者が増減変更の申立てをしたときは、その陳述を調書に記載しなければならないこと。(法22の24①)</p> <p>(7) 間接地方税に係る犯則調査手続について、次の措置を講ずることとする。</p> <p>ア 通告に計算違い等の明白な誤りがあるときは、地方団体の長は、職権で、当該通告を更正することができることとする。(法22の28③)</p> <p>イ 通告処分による公訴時効について、中断制度から停止制度に改めた上で、通告を受けた日の翌日から起算して20日を経過した時からその進行を始めること。(法22の28④)</p> <p>ウ 通告処分の対象となる犯則事件については、地方団体の長等の告発が訴訟条件であることを法令上明確化すること。(法22の30①)</p> <p>(8) 全ての地方税を地方税犯則調査手続の対象とすること。</p>		
<p>備考) 法令名の略称</p> <p>「法」：地方税法</p> <p>「改正法」：地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）</p> <p>「条」：秋田県県税条例</p> <p>「改正条例」：秋田県県税条例の一部を改正する条例（平成29年秋田県条例第5号）</p>		